

香川県職員倫理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年 3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第20号

香川県職員倫理規則の一部を改正する規則
香川県職員倫理規則（平成13年香川県規則第13号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（条例第5条第2項の倫理規則等で定める職員） 第12条 条例第5条第2項の倫理規則等で定める職員は、<u>給料の特別調整額に関する規則（昭和28年香川県人事委員会規則第6号）別表第1に掲げる職（同表の区分欄に定める区分が5種から9種までにある職に限る。）</u>にある職員とする。</p>	<p>（条例第5条第2項の倫理規則等で定める職員） 第12条 条例第5条第2項の倫理規則等で定める職員は、<u>給料の特別調整額表に関する規則（昭和28年香川県人事委員会規則第6号）別表に定める職（同表に定める支給割合が100分の16以下である職に限る。）</u>にある職員とする。</p>

附 則
この規則は、平成19年4月1日から施行する。